乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	函館バス株式会社（法人番号１４４０００１００１７３７）　代表者森健二	北海道函館市高盛町１０－１	函館営業所	北海道函館市高盛町１０－１	R4.10.25	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他１件	令和４年９月８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）	0	0
	以下余白									